

部落差別の解消に関する施策について

答 申

2018(平成30)年3月

羽曳野市人権審議会

2018(平成30)年3月23日

羽曳野市長 北川 嗣雄 様

羽曳野市人権審議会
会長 田嶋 長子

部落差別の解消に関する施策について（答申）

2017(平成29)年6月30日付け羽市人第292号で諮問のありました標記について、審議の結果、羽曳野市人権審議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり答申します。貴職におかれましては、本答申を尊重し、部落差別の解消に関する取り組みが一層推進されることを期待します。

記

1. 答申する事項
部落差別の解消に関する施策の方向性について

2. 答申内容
別紙のとおり

部落差別の解消に関する施策について（答申） 目次

はじめに	1
第1章 部落差別の解消に関する取り組み	2
1. 国における取り組み	2
2. 大阪府における取り組み	3
3. 羽曳野市における取り組み	4
第2章 基本的な考え方について	6
第3章 効果的な部落差別の解消推進にむけて	8
1. 啓発について	8
2. 教育について	8
3. 相談体制の充実について	9
4. 部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善について	9
おわりに	11

はじめに

1965（昭和40）年8月11日に内閣総理大臣へ提出された同和対策審議会（答申）において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記されました。そして、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、2002（平成14）年までの33年間にわたり一連の「特別措置法」に基づき同和対策事業が実施されてきました。

しかし、依然として存在している結婚問題、差別につながる土地調査や所在地の問い合わせ、戸籍謄本等の不正請求、高額図書の購入強要をはじめとする「えせ同和行為」など、今なお解消されていない問題が山積しています。さらに、インターネット上の差別書き込みやそのことによる差別意識の助長など、今なお、同和問題は解決に至っていない状況です。

このようなことから、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」（以下「部落差別解消推進法」という。）が、2016（平成28）年12月16日に公布、施行されました。

また、本審議会は、羽曳野市長から2017（平成29）年6月30日に「部落差別の解消に関する施策について」諮問を受けました。

本審議会では、部落差別の解消に関する施策の審議にあたり、部会（部落差別解消推進部会）を設置し、同和問題に精通する本審議会委員をはじめ、元羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会副会長をお招きし、活発な意見交換を行いました。そして、部会（部落差別解消推進部会）から協議結果の報告を受け、本審議会ですらに審議を重ね、この答申を取りまとめました。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。部落差別解消推進法は、この規定の実現をめざすものです。

羽曳野市においては、本答申に基づき、部落差別のない社会の実現をめざし、今後、より一層の取り組みを推進されるよう期待します。

第1章 部落差別の解消に関する取り組み

1. 国における取り組み

同和問題とは、封建時代の身分制度やその後の日本社会の歴史的過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長い間経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど日常生活でいろいろな差別を受けている問題です。また、同和問題は人権に関わる重要な課題で、その解決は、国の責務であり国民的課題です。

国内においては、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、差別の解消を目的として環境の改善、職業の安定、教育の充実などの改善を図る同和対策事業が開始されました。その後、一連の「特別措置法」に基づき2002（平成14）年までの33年間にわたり特別対策として展開されてきた同和対策事業は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により終焉を迎え、残された課題は一般施策によって解決を図ることとなりました。

この間、国は、大阪府や市町村と互いに密接な連携を図りながら諸施策を推進するとともに、地域住民の自主的な努力によって、生活環境の改善などの物的な基盤整備は着実に成果をあげてきました。しかし、依然として存在する部落差別に関して、情報化の進展に伴って変化が生じていることから、2016（平成28）年に部落差別解消推進法が公布、施行されました。

【国の主な動き】

1965（昭和40）年	同和対策審議会（答申）
1969（昭和44）年	「同和対策事業特別措置法」 （同対法、10年間の時限立法）施行
1979（昭和54）年	「同対法」を3年間延長
1982（昭和57）年	「地域改善対策特別措置法」（5年間の時限立法）施行
1987（昭和62）年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法、5年間の時限立法）施行
1992（平成4）年	「地対財特法」を5年間延長
1996（平成8）年	地域改善対策協議会意見具申
1997（平成9）年	「地対財特法」の一部改正（5年間の時限立法）
2000（平成12）年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2002（平成14）年	「地対財特法」失効
2016（平成28）年	「部落差別解消推進法」施行

2. 大阪府における取り組み

地域の住宅や道路などの生活環境を改善する本格的な事業が1969(昭和44)年から2002(平成14)年まで実施され、生活環境は大幅に改善されました。

財政上の特別措置として実施されてきた同和対策事業は2002(平成14)年3月末で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況であり、総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発が行われています。

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」では、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や土地に関する調査を規制し、部落差別事象の発生を防止することによって、府民の基本的人権を擁護することを目的とされています。興信所・探偵社業者に対し、特定の個人の居住地が同和地区(条例に規定あり)にあるかないかの調査をし、または報告しないこと、土地の取引に関連して、土地調査等を行う者に対して、調査対象の土地及びその周辺地域に同和地区があるかないかの調査をし、または報告しないこと等が義務付けられています。

【大阪府の主な動き】

1985(昭和60)年	「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」制定
1998(平成10)年	「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定
2000(平成12)年	「同和問題の解決に向けた実態等調査」実施
2001(平成13)年	「大阪府人権施策推進基本方針」策定
2005(平成17)年	「同和問題の解決に向けた実態把握」実施
2010(平成22)年	「人権問題に関する府民意識調査」実施
2011(平成23)年	「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」改正 「同和問題の解決に向けた実態把握」実施
2015(平成27)年	「人権問題に関する府民意識調査」実施

3. 羽曳野市における取り組み

羽曳野市では、同和対策審議会（答申）にさきがけて、市営住宅（南住宅、北住宅）や隣保館を、住宅地区改良法や社会福祉法によって建設されました。そして、同和対策事業特別措置法制定後の1970（昭和45）年には市長の執行機関の附属機関として「羽曳野市同和対策総合計画委員会」が設置され、環境改善、社会福祉、産業職業衛生、教育問題、人権問題などさまざまな課題を解決するための取り組みが始まりました。しかし、人口急増などに伴う対策を講じる必要性があり同和対策事業は計画通りに進まない状況でした。そのため、1980（昭和55）年に「羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会」があらためて設置され、市に対して同和対策事業を推進するため総合的な観点から意見具申し、市は、意見具申に基づき同和対策事業を積極的に推進されました。2000（平成12）年には、羽曳野市人権条例を制定され、2002（平成14）年に羽曳野市人権審議会が設置されました。人権審議会は、市長からの諮問を受け、2004（平成16）年に「羽曳野市の人権に関する施策について」を答申しました。そして、市は2012（平成24）年に羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画を策定され、同和問題をはじめ人権施策の推進を図ってこられました。

【市の主な動き】

1970（昭和45）年	「羽曳野市同和対策総合計画委員会」設置
1980（昭和55）年	「羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会」設置 「同和問題市民アンケート」実施
1989（平成元）年	人権擁護都市宣言
1998（平成10）年	「今後の同和行政について（指針）」策定
2000（平成12）年	「羽曳野市人権条例」制定 「羽曳野市人権教育のための国連10年行動計画」策定
2001（平成13）年	「羽曳野市人権教育基本方針」策定
2002（平成14）年	「羽曳野市人権審議会」設置 「今後の羽曳野市の人権に関する施策について」諮問
2004（平成16）年	「羽曳野市の人権に関する施策について」答申
2006（平成18）年	「戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」設置
2010（平成22）年	「羽曳野市本人通知等制度」導入
2011（平成23）年	「羽曳野市人権に関する市民意識調査」実施
2012（平成24）年	「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」策定 「羽曳野市人権施策推進本部」設置
2016（平成28）年	「羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会」廃止
2017（平成29）年	「部落差別の解消に関する施策について」諮問 「人権審議会部会（部落差別解消推進部会）」設置

【市の主な同和対策事業】

市が、過去に実施された主な同和対策事業は以下のとおりです。

(国または大阪府からの補助金や交付金が、事業費のうち8割を超えています。)

〔環境改善〕

道路整備事業（1，2，5，9，8，15号線）

下水道整備事業

市営住宅建設事業（南66、北116、西96、中42、東100 合計420戸）

〔社会福祉〕

隣保館建設 隣保館管理運営費 老人社会活動運営補助

老人いこいの家管理運営費 保育園建設 保育園管理運営費

診療所建設 診療所管理費

結婚祝金 妊産婦対策給付金 被保護世帯見舞金

重度障害者（児）給付金 同和地区保健増進事業 母子栄養食品牛乳代

同和更生資金貸付金 固定資産税減免 国民保険料減免

〔産業職業衛生〕

と畜場整備 と畜場浄化施設運営費 共同墓地移設

共同浴場設置 共同浴場管理費 生業用資金貸付金

技能習得事業助成金 就職支度金 生業用駐車場整備 塵芥収集手数料

〔教育〕

小中学校建設 青少年運動広場設置 青少年児童センター建設

同和教育指定校補助 同和教育研究会負担金 同和教育推進研修費

義務教育特別就学奨励費 高校修学奨励費 大学修学奨励費

同和地区学習会助成金 社会同和教育

学童保育所建設 学童保育所運営費 社会体育振興事業

同和教育図書購入費 同和教育講師謝礼

第2章 基本的な考え方について

部落差別は、今なおさまざまな機会に起こり、そのことによって被差別部落出身者は不安や苦しみ、怒りや絶望などにさいなまれ、幸せに生きる権利を奪われているといっても過言ではありません。

羽曳野市においても、これまで部落差別事象が起きています。1960（昭和30）年代に結婚差別のため青年が自死しました。1970（昭和40）年代から1980（昭和50）年代には、結婚差別だけでなく就職差別や高校での差別発言がありました。直近では、2015（平成27）年に、部落差別や職業差別などの内容の文書が羽曳野市を含め、大阪府、京都府、兵庫県と広域にわたり約1,800枚が配布・郵送等された事件が起こりました。また、2017（平成29）年4月には、大阪府営石川河川公園内に設置されているトイレの中で部落差別の落書きが発見されました。さらに、被差別部落の所在地や部落差別の解消に向けて取り組んでいる人々の個人情報をインターネット上に掲載するという事件も発生しています。

部落差別解消推進法には、現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであり、国及び地方公共団体が部落差別を解消するために必要な施策を実施すること、市民一人ひとりが部落差別を解消する必要性に対する理解を深めることによって、部落差別のない社会を実現することが目的であると定めています。これまで取り組んできた同和対策事業の知識、経験及び成果を活かし、今後、啓発、教育、相談事業、部落差別の実態に係る調査に積極的に取り組むことが重要です。

【羽曳野市の部落差別事象】（以下は、2000（平成12）年以降）

- | | |
|-------------|---|
| 2000（平成12）年 | 部落差別や民族差別の手紙が市内事業所に送付された |
| 2002（平成14）年 | 部落差別や民族差別の手紙が複数の箇所に送付された |
| 2003（平成15）年 | 部落差別の手紙が人権文化センターに送付された |
| 2006（平成18）年 | 市立生活文化情報センター内トイレに部落差別落書き
他市で戸籍謄本等を不正取得した行政書士が、本市でも職務上請求用紙で戸籍謄本等を請求していたことが判明 |
| 2007（平成19）年 | 部落差別のはがきが人権文化センターに送付された
市広報板掲示のポスターに部落差別落書き
市役所窓口において市民が部落差別発言をした
峰塚公園内公衆トイレに部落差別落書き |
| 2009（平成21）年 | 滋賀県の企業社員差別発言の聞き取り調査中に、他の社員から、市内事業所の社内引継ぎでの差別発言が判明 |
| 2010（平成22）年 | 人権文化センターへ同和地区の問い合わせ電話があった
市民が大阪市内の勤務先で部落差別発言を受けた |

- 2012（平成 24）年 戸籍法違反等で有罪となった司法書士等が、本市でも職務
上請求用紙で戸籍謄本等を請求していたことが判明
- 2013（平成 25）年 市役所へ同和地区の問い合わせ電話があった
- 2014（平成 26）年 市役所の業務電話中に相手が部落差別発言をした
- 2015（平成 27）年 部落差別や職業差別など差別文書が本市を含め、大阪府、
京都府、兵庫県に約 1,800 枚が配布・郵送等された
- 2017（平成 29）年 大阪府営石川河川公園のトイレ内に部落差別落書き
被差別部落の所在地や個人情報をインターネットに掲載

第3章 効果的な部落差別の解消推進にむけて

羽曳野市における今後の部落差別の解消の推進に関する施策について、「啓発」、「教育」、「相談体制の充実」、「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」の4項目についてまとめました。

1. 啓発について

部落差別を解消するためには、市民をはじめ企業、団体などへの啓発が重要です。特に、法律で初めて「部落差別」という文言が使用された部落差別解消推進法が施行されたことを周知する必要があります。法律が制定されることに至った背景や、現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであると法律で明記されていることなど、市民一人ひとりの理解を深めるため、周知効果の高い広報紙をはじめ、さまざまな世代が利用する市ウェブサイトを活用した啓発に取り組むことが必要です。

また、「平和展&人権展」、「市民セミナー」、「きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～」など市民を対象とした啓発活動を実施されていますが、部落差別の解消に向けてこれらを積極的に活用し、効果的な啓発に取り組むことが必要です。

さらに、部落差別を解消するためには、直接人やまちとふれあうことが重要であり、現地学習を通して交流を深め、理解を深めることができるよう積極的な参加促進が必要です。

2. 教育について

羽曳野市では、これまで学校教育における同和問題に関する学習を積極的に取り組まれており、現在も継続して行われています。例えば、市立中学校6校すべてにおいて現地学習に取り組み、毎年多くの生徒が参加しています。昨年度にはその内のある中学校の卒業式で、卒業生が答辞の中で、差別に立ち向かうことの大切さを表現しました。また、生徒だけではなく小・中学校新転任の教員に対しても現地学習を実施されています。

これまでの同和教育の経験や成果を活かし、今後も、部落差別の解消に向けて、市内の全小中学校において、より一層、同和問題に関する教育を推進することが重要です。特に、インターネットやソーシャルネットワークシステム（SNS）の活用について、正しい知識と理解を深めることができるよう取り組むことが必要です。このため、教職員に対する部落差別解消推進に向けた教育に

関する研修を引き続き実施することが求められています。

家庭や地域における教育は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を果たすことを踏まえ、保護者等に対する同和問題に関する学習の機会を提供することが重要です。校区福祉委員会をはじめ地域で活動している団体における学習の充実を積極的に促進することが必要です。

また、市内では識字よみかき教室や自主夜間中学校が行われ、その活動状況をパネル展示や広報紙に掲載するなど周知活動もされています。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が2016（平成28）年12月に施行されたことから、施策の充実が求められます。

市職員については、人権施策推進本部を活用し、同和問題をはじめとする人権問題が周知、啓発されています。また、差別的落書きに関して発見後の対応マニュアルを作成し全職員へ周知するなど、差別を許さないという意識の高揚に向けて取り組まれました。今後も、全職員を対象に計画的に人権研修を実施するなど部落差別の解消に向けた積極的な取り組みが必要です。

3. 相談体制の充実について

羽曳野市では、現在さまざまな相談窓口が開設されています。特に、部落差別に関しては、人権擁護委員による人権相談や人権文化センターでの総合相談事業など、同和対策事業のなかで取り組んできた相談事業のノウハウや人材を活かした取り組みが行われています。しかし、被害にあった市民がこれらの相談窓口を知らず、一人で苦しみを抱えることのないようにすることが重要です。そのためにも市民に対して広報紙や市ウェブサイト等により相談窓口について今後一層周知することが必要です。

また、部落差別に関する被害はさまざまな相談対応の中から発覚することもあることから、各種相談担当者に対する部落差別解消推進に関する研修、相談体制の整備と相談窓口の連携強化が必要です。

さらに、インターネット上の部落差別に関する相談についても、今後の動向を注視し、法務局と連携を図りながら適切に対応することが必要です。

4. 部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善について

同和対策審議会（答申）では、「都道府県を通じ、関係の市町村の協力を煩わして同和地区の現況の把握のための基礎調査を行なった。」また、「全国から16ヶ所の地区を選び精密調査を行なった。」とあり、「調査によって得られた結論は、部落差別の実態が、生活条件の劣悪さを誘致し、環境の悪化を生んで

いる。」、「同和問題に関する本質の課題は、部落差別そのもの」と記しています。このことから、部落差別の実態に係る調査は、たいへん重要であり、国が行う調査について、市は積極的に協力することが必要です。

また、現在、地域では、住民の高齢化、人口減少、空き家問題などの問題を有しています。これらは他の地域でもみられる問題ですが、その根本的な原因は部落差別にあるということが、他の地域とは相違しているということを認識する必要があります。引き続き、地域の実態を把握し、地域内公共施設間の交流や市営住宅の建て替え、改修を含めた人権と福祉のまちづくりを推進することが必要です。

おわりに

部落差別の解消に関する施策について、「啓発」、「教育」、「相談体制の充実」、「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」についてそれぞれ意見を述べてきました。同和対策審議会（答申）から 52 年、地域改善対策協議会意見具申から 21 年が経過した現在においても、部落差別が存在するという厳しい現実を踏まえ、当審議会の答申を尊重し、今後、部落差別のない社会の実現にむけて、関連諸機関の連携を密にし、中・長期的な部落差別解消推進計画の策定をはじめ、より一層の取り組みを推進されることを期待します。

なお、本答申の実施状況については、本審議会及び本審議会部会（部落差別解消推進部会）に定期的に報告し、審議される必要があることを付言します。

参 考 資 料

- 1 部落差別の解消に関する施策について（諮問）
- 2 羽曳野市人権審議会の審議経過
- 3 羽曳野市人権審議会委員名簿
- 4 羽曳野市人権審議会部会（部落差別解消推進部会）出席者名簿
- 5 羽曳野市人権条例
- 6 羽曳野市人権審議会規則
- 7 羽曳野市人権審議会部会設置要綱

羽市人第292号
平成29年6月30日

羽曳野市人権審議会
会長 田嶋 長子 様

羽曳野市長 北川 嗣雄

部落差別の解消に関する施策について（諮問）

羽曳野市人権条例第5条及び羽曳野市人権審議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問する事項

部落差別の解消に関する施策の方向性について

2. 諮問事項の説明

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に基づき、部落差別のない社会を実現するため、本市における部落差別の解消に関する施策の方向性について、貴審議会のご意見をいただきたいと考えるものです。

羽曳野市人権審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
2017 (H29) 年 2 月 14 日 市役所本館 3 階 市長会議室	人権審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市人権施策基本計画に関する進捗状況について ・差別事象について ・人権審議会における部会の設置について
2017 (H29) 年 6 月 30 日	部落差別の解消に関する施策について(諮問)
2017 (H29) 年 7 月 1 日	人権審議会部会 (部落差別解消推進部会) 設置
2017 (H29) 年 7 月 11 日	人権審議会部会 (部落差別解消推進部会) 部会長及び部会員の指名
2017 (H29) 年 8 月 4 日 市役所別館 2 階 研修室	第 1 回人権審議会部会 (部落差別解消推進部会) 開催 部落差別の解消に関する施策の方向性について <ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づく論点の整理 啓発、教育、相談体制の充実、部落差別の実態に係る調査 ・関係者からのヒアリング等
2017 (H29) 年 11 月 27 日 市役所別館 3 階 会議室	第 2 回人権審議会部会 (部落差別解消推進部会) 開催 部落差別の解消に関する施策の方向性について (報告書案の検討)
2018 (H30) 年 2 月 23 日 市役所別館 2 階 研修室	人権審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長の選出 ・人権審議会部会 (部落差別解消推進部会) の報告 ・部落差別の解消に関する施策について (答申案の検討)

羽曳野市人権審議会委員名簿

2018(平成 30)年 2 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

(学識経験者)	田 嶋 長 子	大阪府立大学看護学研究科教授
(学識経験者)	内 藤 千 文	大阪女子短期大学生活科学科 ライフプロデュース専攻准教授
(人権擁護委員)	尼 丁 正 寄	羽曳野市人権啓発推進協議会 会長
(教育委員会)	麻 野 多美子	羽曳野市教育委員会委員
(福祉関係)	塩 野 良 一	(社福)羽曳野市社会福祉協議会 会長
(障害関係)	狭 間 宏 和	羽曳野市身体障害者福祉協議会 会長
(人権団体)	友 永 健 三	(一社)部落解放・人権研究所 名誉理事
(市議会)	金 銅 宏 親	羽曳野市議会議員
(市議会)	今 井 利 三	羽曳野市議会議員

羽曳野市人権審議会部会（部落差別解消推進部会）

出席者名簿

部会長	尼 丁 正 寄	羽曳野市人権啓発推進協議会 会長
委 員	内 本 和 彦	羽曳野市教育委員会委員
委 員	友 永 健 三	（一社） 部落解放・人権研究所名誉理事
関係者	塩 谷 幸 子	元羽曳野市同和对策総合計画 実施推進協議会 副会長

羽曳野市人権条例

制定 平成 12 年 6 月 23 日

羽曳野市条例第 34 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日

羽曳野市条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を保障している日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、羽曳野市人権擁護都市宣言、そして、羽曳野市総合基本計画を基本理念とし、市民の役割、市の役割等を定め、すべての差別をなくし、人権が尊重され、誇りある希望にあふれた、豊かな人権文化のまちの実現を目指すことを目的とする。

(市民の役割)

第 2 条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して、生活全般において、人権を擁護するよう努める。

(市の役割)

第 3 条 市は、すべての市民の基本的人権を護るため、常に情報の収集・分析研究に努めるとともに、人権意識の高揚に努め、あらゆる啓発活動をすべての事業に反映して、その充実促進を計画的に図るものとする。

(体制の連携)

第 4 条 人権文化のまちづくり施策を推進するため、市民、市及び国・府・関係機関との連携を図り、推進体制の充実を努めるものとする。

(人権審議会)

第 5 条 この条例の目的を達成するため、羽曳野市人権審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 25. 3. 29 条例 14 ）

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市人権審議会規則

制定 平成 14 年 3 月 11 日 羽曳野市規則第 4 号

改正 平成 15 年 3 月 28 日 羽曳野市規則第 8 号

平成 19 年 3 月 29 日 羽曳野市規則第 6 号

平成 25 年 3 月 29 日 羽曳野市規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市人権条例（平成 12 年羽曳野市条例第 34 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の人権に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 市長は、委員が職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(召集及び会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 会長は、各部会間の調整を図るため必要があると認めるときは、部会の合同会議又は部会長会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定による任命後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則 (平15.3.28規則8)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.29規則6)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平25.3.29規則50)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

羽曳野市人権審議会部会設置要綱

制 定 平成 29 年 6 月 30 日

(設置)

第 1 条 羽曳野市人権審議会規則(平成 14 年羽曳野市規則第 4 号)第 7 条の規定に基づき、本市の人権に関する専門事項を審議し、羽曳野市人権審議会(以下「審議会」という。)へ報告するため、羽曳野市人権審議会部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 部会は、審議会に属する委員のうちから審議会の会長が指名する委員(以下「部会員」という。)で組織する。

(部会長等)

第 3 条 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(召集及び会議)

第 4 条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第 5 条 部会員の報酬の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(廃止)

第 7 条 部会は、当該専門事項を審議会へ報告したときをもって廃止するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。